

Advantage Partnership Lawyers

豪州法に強くなる

憲法

最近京都議定書でも見られるように地球の温暖化に対して色々な対策を立てるよう各国で努力しております。

もしオーストラリアが合意し、署名すればオーストラリアの法律ではどのように議定書の内容を遵守させることができるのでしょうか。オーストラリアも当然民主主義でありますから、連邦の法律を変える、または作る際には、上院下院の通過が必要となります。つまり内閣が国際条約に批准しただけでは、この条約をオーストラリア国民に強制する事は出来ません。二酸化炭素排出制限を徹底する為には、排出制限法を国内で作成する必要があります。ここで考えなければならぬ事はオーストラリアは日本と異なり、連邦が法律を作る際には憲法で大きく制限されているという事です。警察や学校に関する法律を作る事は連邦議会には出来ません。当然二酸化炭素を制限する法律を作れるとも憲法ではうたわれておりません。本来ならば二酸化炭素制限法は州議会にあるはずですが、憲法51条で国際関係に関して連邦議会が法律を作れる規定しております。よって連邦内閣が国際条約を批准すれば基本的にあらゆる国内法を連邦議会は作りあげる事が出来ます。州議会が連邦法に対抗した州法を作れば、連邦109条により州法は無効となります。つまり日本国がオーストラリア政府を政治的支配下におこうとすれば、日本国政府が作成した国際条約をオーストラリア政府に批准させればそれで用が足りるという事です。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net